

社会福祉法人小谷城福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小谷城福祉協会（以下「当法人」という。）定款8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬・費用弁償について定めるものとする。

(報酬・費用弁償の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬・費用弁償を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行なう場合に別表1のとおり費用を弁償する。
- (2) 常勤役員については、毎月10万円を限度として支給する。また、常勤役員等に対する退職金として、別表2の算定方法にて退職金を支給するものとする。

(公表)

第3条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬・費用弁償の支給の基準として公表する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（非常勤役員等の費用弁償）

役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

（1） 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

堺 市 内	5,000 円
そ の 他	10,000 円

別表2（常勤役員等の退職金算定）

常勤役員等の慰労金は、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の第二退職金で支給するものとする。なお、上限金額は大阪民間社会福祉事業従事者共済会の範囲とする。

（基本給の金額）	（口数）
0 円 ～ 199,999 円	10 口
200,000 円 ～ 299,999 円	20 口
300,000 円 ～	30 口